

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

| | |
|------------------------------------|----|
| ○土地改良区の役員の就任の届出……………(農業施設管理課) | 22 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除……………(治山課) | 22 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………(治山課) | 22 |
| ○森林法による通知に代える公示……………(治山課) | 22 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | |
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 22 |

告示

北海道告示第15号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成26年1月14日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | | |
|------------|---------|-------|-----------------|
| 就任年月日 | 理事・監事の別 | 氏名 | 住所 |
| 平成25.12.25 | 理事 | 森田 義雄 | 名寄市風連町字中央1580番地 |
| 同 | 同 | 小柳 一明 | 上川郡剣淵町藤本町2432番地 |

北海道告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年1月14日

北海道知事 高橋 はるみ

| | |
|-----------------|--------------|
| 1 解除に係る保安林の所在場所 | 松前郡松前町字原口587 |
| 2 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| 3 解除の理由 | 指定理由の消滅 |

北海道告示第17号

平成26年1月14日(火曜日)

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年1月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第806号のとおりである。

平成26年1月14日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者
岩見沢市栗沢町最上418の1、418の3所在の森林について所有権を有する 黒島 治

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年1月14日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 克彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機賃貸借契約その1

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たり11,700枚）

イ 複写機賃貸借契約その2

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たり17,400枚）

ウ 複写機賃貸借契約その3

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 2台（1月当たり合計21,400枚）

エ 複写機賃貸借契約その4

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 2台（1月当たり合計24,900枚）

オ 複写機賃貸借契約その5

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 2台（1月当たり合計7,300枚）

カ 複写機賃貸借契約その6

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ12,600枚及びカラー4,100枚）

キ 複写機賃貸借契約その7

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ1,700枚及びカラー5,400枚）

ク 複写機賃貸借契約その8

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ600枚及びカラー5,300枚）

ケ 複写機賃貸借契約その9

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ1,900枚及びカラー3,900枚）

アからケまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成26年4月1日から平成31年3月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年1月14日から同月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係)

(2) 入札日時 平成26年2月24日(月)午前10時(送付による場合は、同月21日(金)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課のホームページ(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計額)が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of a copying machine 1 set
- b Lease of a copying machine 1 set
- c Lease of a copying machine 2 set
- d Lease of a copying machine 2 set
- e Lease of a copying machine 2 set
- f Lease of a copying machine 1 set
- g Lease of a copying machine 1 set
- h Lease of a copying machine 1 set
- i Lease of a copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 24, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than February 21, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

正 誤

○平成25年10月4日(第2520号)

北海道告示第656号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

| | | |
|-----|------------------------------------|----|
| ページ | 欄 | 行 |
| 11 | 右 | 28 |
| 誤 | 常呂郡置戸町(| |
| 正 | 檜山郡上ノ国町・常呂郡置戸町(以上2町 | |
| ページ | 欄 | 行 |
| 12 | 左 | 1 |
| 誤 | 置戸町(国有林)、置戸町・雄武町(| |
| 正 | 上ノ国町・置戸町(以上2町国有林)、置戸町・雄武町(以上2町について | |